



平成22年12月21日

各 位

会 社 名 クラボウ（倉敷紡績株式会社）
代 表 者 取締役社長 井上 晶 博
（コード番号 3106 東証第一部・大証第一部）
問 合 せ 先 総務部長 本 田 勝 英
TEL 06-6266-5111（代表）

当社子会社である倉敷機械株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

倉敷紡績株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、倉敷機械株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所市場第二部、コード番号：6211、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者普通株式 7,800,000 株（対象者が平成 22 年 10 月 29 日に提出した平成 23 年 3 月期（第 87 期）第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 20 日現在の発行済株式総数（16,000,000 株）に対する所有株式の割合（小数点以下第三位四捨五入。以下「株式所有割合」といいます。）：48.75%）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式総数の全て（但し、当社が保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する公開買付けを実施いたします。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。

また、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式総数の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。

なお、対象者公表の平成 22 年 12 月 21 日付「支配株主である倉敷紡績株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明について」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は同日開催の取締役会において、本公開買付けが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けの実施に賛同する旨の意見を表明するとともに、株主の皆様に応募を推奨することを決議したとのことです。

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程ならびに本公開買付

け後の経営方針

当社は、明治21年に「有限責任 倉敷紡績所」として設立し、明治22年より岡山県倉敷市の倉敷本社工場において綿紡績の操業を開始いたしました。明治26年の商法施行により社名を「倉敷紡績株式会社」と改称し、我が国の戦前の紡績産業の勃興及び成長とともに発展いたしました。また、戦後復興期における紡績産業の飛躍的回復とともに当社も業績を拡大し、昭和24年には東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所。以下「東京証券取引所」といいます。）及び大阪証券取引所（現株式会社大阪証券取引所。以下「大阪証券取引所」といいます。）に上場いたしました。綿紡績を中心とした紡績産業が成熟した昭和30年代においては、さらなる発展を目指し事業の多角化を推進いたしました。現在、当社は主に繊維事業において、綿、合繊、羊毛、その他素材の繊維製品（糸、織物、編物及び二次製品）の製造・販売を行っております。また、当社及び当社の子会社ならびに関連会社からなるクラブグループ（以下「当社グループ」といいます。）は、繊維事業の他にも、化成産品事業、不動産活用事業、工作機械事業、エレクトロニクス事業、エンジニアリングをはじめとするその他事業において、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで、幅広い事業活動を展開するとともに、新たな市場や需要の開拓、技術力の向上及び販売網の拡大などで連携を図っております。

一方、対象者は、当社の機械製造部門であった北越製作所が、昭和24年に企業再建整備法によって当社から分離し、当社の出資により倉敷機械工業株式会社（現倉敷機械株式会社）として設立されました。昭和27年に産業機械の製造・販売を開始して以来、昭和35年には現在の主力商品である工作機械の製造・販売を開始、昭和60年にはCADシステム等の情報処理システムの製作・販売を開始するなど、当社グループの工作機械及び情報機器の専門会社として成長し、現在、東京証券取引所及び大阪証券取引所それぞれの市場第二部に上場しております。対象者は、横中ぐりフライス盤など工作機械を主力とする一般機械事業をはじめ、CAD・CAMなどの情報機器事業において市場から技術面で高い評価をいただいております。しかしながら、対象者を取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けており、新興国企業との受注獲得競争が熾烈さを増しております。今後、成長市場でのグローバル競争に打ち勝っていくためには意思決定、戦略実行のスピードを上げ、事業及び収益構造の改革を行うことが早急に取り組むべき課題となっております。

このような情勢下、当社は、経営理念や企業文化を共有する両社が連携を深めることにより、当社グループが展開するエンジニアリング事業やエレクトロニクス事業などの諸事業においてシナジー効果の発揮が期待でき、対象者においては、独自の経営資源では限界があった販売力、生産技術及び生産性の向上が当社グループとのコラボレーションにより可能となると考え、平成22年8月より、当社と対象者はこの連携強化のため、さらには対象者だけでなく当社グループ全体の企業価値の向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社が対象者の議決権の100%を取得することによって完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）し、対象者の主力事業である工作機械部門を含めた当社グループの全ての事業において、経営資源の統合による最適化を図ることが、両社の企業価値向上、ひいては、株主共同の利益の確保の最善の方策と判断いたしました。またこの連携強化は、「社会に対して新しい価値を提供する」という当社の経営理念にも繋がるものであります。

本完全子会社化による具体的なシナジー効果としては、まず当社グループにおいては、内外における再編の可能性を視野に入れることが可能となり、両社の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーに持続的な利益を提供できるものと考えます。また当社グループは、平成22年4月にスタートした3ヶ年の中期経営計画「総意・総力(SS)'12」において、「国内事業の再構築と海外市場

への事業展開」を成長戦略の主要な柱とし、当社グループ全体の総意と総力をもって国内を中心とした既存事業における収益構造の再構築及び新規事業領域の開拓や新規事業の創出に取り組んでおりますが、本完全子会社化は、当社グループの経営資源の最適化を図り、繊維・非繊維事業を含めた事業ポートフォリオの再構築を加速させるものと期待されます。

一方、対象者においては、研究開発、設備投資等を大規模かつ効率的に行うことにより、安定した経営基盤の構築が可能となります。また、当社グループの資源を活用した製品開発力及び販売力の強化により、収益力向上を加速でき、当社グループが持つ国内外の販売・生産拠点の人材及び人脈、海外物流機能や輸出入業務のノウハウを共有化することにより、多様な顧客のニーズに柔軟に対応できるサービスの提供も可能となります。なお、対象者は、平成22年9月に工作機械の製造・販売を担うアジアの拠点として、台湾子会社の設立を発表しておりますが、当社グループと連携をとることにより、中国を中心としたアジア地域への事業展開をスピードアップする方針であります。

このように、本完全子会社化は、当社グループ及び対象者にとって、大きなシナジー効果を生むものと考えております。

なお、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の従業員の雇用及び処遇につきましては維持継続する予定であり、また対象者の自主性・独立性を尊重し、対象者の事業の特性や運営、体制の優れた点を十分に活かした経営を念頭に置き、上記のようなさまざまなシナジー効果の早期実現に努めるとともに、当社グループ全体の利益の最大化に向け、当社グループ内の経営資源を適切に配分し、事業競争力の強化を図ってまいります。当社は、本公開買付け後においても対象者の役員体制を維持する意向ですが、本公開買付け後における対象者の現役員の地位の継続に関して、対象者の現役員及び対象者との間で、何らの合意もしておりません。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、当社が対象者の支配株主であることに鑑み、本買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を講じております。

なお、当社は、対象者の本公開買付けに関する取締役会決議等の意思決定プロセスに関与しておりません。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）に対し対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月20日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております（なお、当社は日興コーディアル証券から本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

日興コーディアル証券は、市場株価法、類似上場会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

(i) 市場株価法

平成 22 年 12 月 20 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値（95 円）及び過去 3 ヶ月単純平均値（95 円）をもとに、1 株当たりの株式価値を 95 円と算定しております。

（ii）類似上場会社比較法

対象者と事業内容等が類似する上場会社（以下「類似会社」といいます。）を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 105 円から 204 円と算定しております。

（iii）DCF 法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 115 円から 203 円と算定しております。

また、本算定においては、平成 22 年 12 月 21 日に対象者より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 23 年 3 月期の連結業績予想の内容を考慮しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしながら、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成 22 年 12 月 21 日開催の当社取締役会において、本買付価格を 1 株当たり 170 円と決定いたしました。

なお、本買付価格である 1 株当たり 170 円は、平成 22 年 12 月 20 日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値 100 円に対して 70.00%、過去 1 ヶ月間（平成 22 年 11 月 22 日から平成 22 年 12 月 20 日まで）の終値の単純平均値 95 円（小数点以下四捨五入）に対して 78.95%（小数点以下第三位四捨五入）、過去 3 ヶ月間（平成 22 年 9 月 21 日から平成 22 年 12 月 20 日まで）の終値の単純平均値 95 円（小数点以下四捨五入）に対して 78.95%（小数点以下第三位四捨五入）、過去 6 ヶ月間（平成 22 年 6 月 21 日から平成 22 年 12 月 20 日まで）の終値の単純平均値 96 円（小数点以下四捨五入）に対して 77.08%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本買付価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）より、株式価値算定書を平成 22 年 12 月 20 日付で受領しているとのこと。なお、みずほ証券からは、本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのこと。

みずほ証券は、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき一定の前提及び条件の下で、市場株価基準法、類似企業比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の普通株式の算定を行っており各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのこと。

（i）市場株価基準法

平成 22 年 12 月 20 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月出来高加重平均値（95 円）、過去 3 ヶ月出来高加重平均値（95 円）及び過去 6 ヶ月出来高加重平均値（96 円）をもとに、1 株当たりの株式価値の範囲を 95 円から 96 円と算定しているとのことです。

(ii) 類似企業比較法

対象者と事業内容等が類似する上場会社を複数選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 122 円から 159 円と算定しているとのことです。

(iii) DCF 法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 150 円から 178 円と算定しているとのことです。

また、かかる類似企業比較法及び DCF 法による算定においては、平成 22 年 12 月 21 日に対象者が公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 23 年 3 月期の連結業績予想の内容が予め考慮されているとのことです。

なお、みずほ証券は、当社及び対象者の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所を選任し、公開買付けの諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得ているとのことです。

③ 支配株主との間に利害関係を有しないものによる、上場子会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 22 年 12 月 21 日に、支配株主である当社との間に利害関係を有しない桃尾・松尾・難波法律事務所から、本公開買付けの目的が対象者の企業価値向上の観点から検討されており、かつ、本公開買付けにより生じると見込まれている具体的なシナジーの内容が企業価値向上の観点からみてもいずれも不合理なものではないこと、本買付価格その他の本公開買付けの諸条件に関して実質的な交渉が行われているほか本公開買付けに係る交渉過程につき公正性に疑義を生じさせるような事実が見当たらないこと、本買付価格に関する判断を行うに当たり独立した第三者算定機関であるみずほ証券から株式価値算定書を取得するなど本公開買付けに関する意見の決定過程は公正であること等の事情を総合的に検討したうえで、本公開買付けに係る対象者による決定が少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しているとのことです。

④ 対象者における利害関係のない取締役及び監査役全員による承認

対象者プレスリリースによれば、平成 22 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会においては、対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。また、当社の監査役を兼任する上田睦治監査役

及び稲岡進監査役以外の対象者監査役（三浦克彦常勤監査役）が当該取締役会に参加し、対象者取締役会が上記意見を表明することにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、当社の監査役を兼任する上田睦治監査役及び稲岡進監査役は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会を含む本公開買付けに関する全ての審議に参加していないとのことです。

⑤ 買付け等の期間を比較的長期に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令の定めによれば最短 20 営業日であるところ、30 営業日に設定しております。対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって公正性を担保しております。

さらに、当社及び対象者は、対象者が敵対的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように上記公開買付期間の設定とあわせて対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性は担保されていると考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）の取得を目指した本公開買付けを実施します。また、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に対象者との間で、本株式交換を実施する予定です。

本株式交換においては、当社を除く対象者の株主が所有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった対象者株式は全て当社株式と交換され、当社株式 1 株以上を割り当てられた対象者の株主は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 796 条第 3 項本文に定める簡易株式交換として、当社における株主総会の承認決議を経ずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第 784 条第 1 項本文に定める略式株式交換として、対象者における株主総会の承認決議を経ずに実施される可能性があります。

本株式交換の実施及び内容は、平成 23 年 2 月下旬を目処に決定する予定です。

本株式交換における株式交換比率は、対象者と当社がそれぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に対象者と当社が協議のうえで決定しますが、現時点では、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価（当社の株式を予定しています。但し、当社株式の 1 株未満を割り当てられた場合は、当該端数売却代金が交付されます。）の経済的価値は、本買付価格及び当社株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案して、本株式交換により対象者の株主が受け取る対価と本買付価格が同等のものになるよう決定することを予定しております。もっとも、当該対価の経済的価値は、本公開買付けと本株式交換の時期の違い、対象者及び当社の業績の変動、当社株式の市場株価の変動その他の要因によって影響を受ける可能性があります。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主は、会社法その他関連法令の手續に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、対象者の業績の変動、対象者株式の市場価値及び株式相場の変動その他の事情を踏まえ、最終的には裁判所が判断するこ

とになりますので、本買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受け取る対価の経済的価値と異なる可能性があります。

なお、対象者は、公開買付期間終了日以降、本株式交換の効力発生日までの間に、自己株式の全てを消却する予定であるとのことです（対象者が平成22年10月25日に公表した平成23年3月期第2四半期決算短信（連結）に記載された平成22年9月20日現在対象者が保有する自己株式数は94,445株であり、当該自己株式数の株式所有割合は0.59%です。）。

本プレスリリースは、本株式交換を承認する株主総会を開催する場合における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

本株式交換に伴い当社又は対象者が受ける法律上・税務上の影響、本株式交換に関連する法務・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株式所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の所有状況、当社及び対象者の業績の変動や株式市場の影響等によっては、本株式交換の実施の有無、時期若しくは条件又は完全子会社化の方法に変更が生ずる可能性があります。但し、その場合であっても、当社以外を対象者の株主に対して交付する株式又は金銭の額については、本買付価格に当該株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一の価格を基準とする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更内容については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに公表いたします。

（5） 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者の普通株式は現在、東京証券取引所市場第二部及び大阪証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、その後上記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は本公開買付けの終了後に本株式交換による完全子会社化を予定しておりますので、その場合にも、対象者普通株式は所定の手続を経て上場廃止となります。

なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできなくなります。

（6） 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

（1） 対象者の概要

① 名称	倉敷機械株式会社
② 所在地	新潟県長岡市城岡1丁目2番1号
③ 代表者の役職・氏名	取締役社長 藤川 明夫
④ 事業内容	一般機械事業、情報機器事業
⑤ 資本金	954百万円（平成22年9月20日現在）
⑥ 設立年月日	昭和24年8月31日

⑦ 大株主及び持株比率 (平成 22 年 9 月 20 日現在)	倉敷紡績株式会社	48.75%
	株式会社ナステック	7.01%
	株式会社第四銀行 (常任代理人 日本マスター トラスト信託銀行株式会社)	4.84%
	みずほ信託銀行株式会社 (常任代理人 資金管 理サービス信託銀行株式会社)	2.72%
	三井住友海上火災保険株式会社	1.36%
	倉敷機械従業員持株会	1.17%
	株式会社大光銀行	1.13%
	株式会社北越銀行	0.96%
	ジャパン・マシントール・東京株式会社	0.90%
	江副浩正	0.84%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資本関係	当社は、対象者株式を7,800,000株(対象者の発行済株式総数16,000,000株に対する所有株式数の割合にして48.75%)所有しております。	
人的関係	当社監査役である上田睦治氏及び稲岡進氏が対象者の監査役を兼務しております。	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への 該当状況	対象者は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当しません。	

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 12 月 22 日 (水曜日) から平成 23 年 2 月 9 日 (水曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 170 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として日興コーディアル証券に対し対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 12 月 20 日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております(なお、当社は日興コーディアル証券から本買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)

日興コーディアル証券は、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

(i) 市場株価法

平成 22 年 12 月 20 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去 1 ヶ月単純平均値 (95 円) 及び過去 3 ヶ月単純平均値 (95 円) をもとに、1 株当たりの株式価値を 95 円と算定しております。

(ii) 類似上場会社比較法

対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 105 円から 204 円と算定しております。

(iii) DCF 法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 115 円から 203 円と算定しております。

また、本算定においては、平成 22 年 12 月 21 日に対象者より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成 23 年 3 月期の連結業績予想の内容を考慮しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成 22 年 12 月 21 日開催の当社取締役会において、本買付け価格を 1 株当たり 170 円と決定いたしました。

なお、本買付け価格である 1 株当たり 170 円は、平成 22 年 12 月 20 日の東京証券取引所における対象者の普通株式の終値 100 円に対して 70.00%、過去 1 ヶ月間 (平成 22 年 11 月 22 日から平成 22 年 12 月 20 日まで) の終値の単純平均値 95 円 (小数点以下四捨五入) に対して 78.95% (小数点以下第三位四捨五入)、過去 3 ヶ月間 (平成 22 年 9 月 21 日から平成 22 年 12 月 20 日まで) の終値の単純平均値 95 円 (小数点以下四捨五入) に対して 78.95% (小数点以下第三位四捨五入)、過去 6 ヶ月間 (平成 22 年 6 月 21 日から平成 22 年 12 月 20 日まで) の終値の単純平均値 96 円 (小数点以下四捨五入) に対して 77.08% (小数点以下第三位四捨五入) のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

(買付け価格の決定に至る経緯)

当社は、経営理念や企業文化を共有する両社が連携を深めることにより、当社グループが展開するエンジニアリング事業やエレクトロニクス事業などの諸事業においてシナジー効果の発揮が期待でき、対象者においては、独自の経営資源では限界があった販売力、生産技術及び生産性の向上が、当社グループとのコラボレーションにより可能となると考え平成 22 年 8 月より、当社と対象者はこの連携強化のため、さらには対象者だけでなく当社グループ全体の企業価値の向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社が対象者の議決権の 100%を取得することによって完全子会社化し、対象者の主力事業である工作機械部門を含めた当社グループの全ての事業において、経営資源の統合による最適化を図ることが、両社の企業価値向上、ひいては、株主共同の利益の確保の最善の方策と判断いたしました。

当社は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として日興コーディアル証券に対し対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年12月20日付で株式価値算定書を取得して、その参考としております（なお、当社は日興コーディアル証券から本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

日興コーディアル証券は、市場株価法、類似上場会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

(i) 市場株価法

平成22年12月20日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値の過去1ヶ月単純平均値（95円）及び過去3ヶ月単純平均値（95円）をもとに、1株当たりの株式価値を95円と算定しております。

(ii) 類似上場会社比較法

対象者と事業内容等が類似する上場会社を選定し、類似会社に係る一定の株価等に対する財務数値の倍率を、対象者の財務数値に適用して株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を105円から204円と算定しております。

(iii) DCF法

対象者が将来獲得することが期待されるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を115円から203円と算定しております。

また、本算定においては、平成22年12月21日に対象者より公表された「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載された平成23年3月期の連結業績予想の内容を考慮しております。

当社は、上記の株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において、公開買付け価格決定の際に付与されたプレミアムの水準の実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、対象者に対する事業・法務・財務に係るデュー・ディリジェンスの結果及び対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議等も踏まえ、平成22年12月21日開催の当社取締役会において、本買付価格を1株当たり170円と決定いたしました。

（買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

当社の第三者算定機関である日興コーディアル証券は、当社の関連当事者には該当せず、その他本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
8,105,555 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。そのため、「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者の平成23年3月期(第87期)第2四半期報告書(平成22年10月29日提出)に記載された平成22年9月20日現在の発行済株式総数(16,000,000株)から、対象者の平成23年3月期第2四半期決算短信(連結)(平成22年10月25日公表)に記載された平成22年9月20日現在対象者が保有する自己株式数(94,445株)及び本日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数(7,800,000株)を控除した数です。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取することがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規則に定める価格にて当該株式を買取ります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	7,800個	(買付け等前における株券等所有割合 49.04%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	8,105個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	15,714個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(8,105,555株)に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成23年3月期(第87期)第2四半期報告書(平成22年10月29日提出)記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書に記載された平成22年9月20日現在の発行済株式総数(16,000,000株)から、対象者の平成23年3月期第2四半期

決算短信（連結）（平成 22 年 10 月 25 日公表）に記載された平成 22 年 9 月 20 日現在対象者が保有する自己株式数（94,445 株）を控除した数（15,905,555 株）に係る議決権の数である 15,905 個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております（なお、対象者の単元株式数は 1,000 株です。）。

（注 4） 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（7） 買付代金

金 1,377,944,350 円

（注 1） 買付代金は買付予定数（8,105,555 株）に本買付価格（170 円）を乗じた金額を記載しております。

（8） 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日
平成 23 年 2 月 16 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「（9）その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、決済の開始日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

（9） その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チならびに同条第 2

項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年12月22日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社グループの業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、平成22年12月21日開催の対象者取締役会においては、対象者取締役の全員の賛成により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。また、当社の監査役を兼任する上田睦治監査役及び稲岡進監査役以外の対象者監査役（三浦克彦常勤監査役）が当該取締役会に参加し、対象者取締役会が上記意見を表明することにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、当社の監査役を兼任する上田睦治監査役及び稲岡進監査役は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会を含む本公開買付けに関する全ての審議に参加していないとのことです。

対象者は、平成22年12月21日に、支配株主である当社との間に利害関係を有しない桃尾・松尾・難波法律事務所から、本公開買付けの目的が対象者の企業価値向上の観点から検討されており、かつ、本公開買付けにより生じると見込まれている具体的なシナジーの内容が企業価値向上の観点からみていずれも不合理なものではないこと、本買付価格その他の本公開買付けの諸条件に関して実質的な交渉が行われているほか本公開買付けに係る交渉過程につき公正性に疑義を生じさせるような事実が見当たらないこと、本買付価格に関する判断を行うに当たり独立した第三者算定機関であるみずほ証券から株式価値算定書を取得するなど本公開買付けに関する意見の決定過程は公正であること等の事情を総合的に検討したうえで、本公開買付けに係る対象者による決定が少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しているとのことです。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

前記「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程ならびに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 利益相反を回避するための措置

前記「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報内容

対象者は、平成22年12月21日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当

該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証する立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、公開買付期間中に平成 23 年 3 月期（第 87 期）第 3 四半期報告書を提出する予定とのことです。

① 平成 23 年 3 月期通期連結業績予想数値の修正（平成 22 年 3 月 21 日～平成 23 年 3 月 20 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想 (A)	3,700	△ 80	△ 220	△ 160	△ 10 06
今回修正予想(B)	4,200	100	△ 50	△ 30	△ 1 89
増減額 (B-A)	500	180	170	130	—
増減率 (%)	13.5	—	—	—	—
(ご参考) 前期実績 (平成 22 年 3 月期)	4,832	410	316	155	9 79

② 修正の理由

平成 23 年 3 月期の業績予想は、急激な円高の進行で、国内外とも景気の先行きに不透明感が増している中、主力製品である横中ぐりフライス盤を中心に、国内の駆け込み需要や海外、主に米国の回復による早期出荷等により増収に、利益面においては、増収及び経費削減の効果により、営業利益、経常利益、当期純利益いずれも平成 22 年 10 月 25 日に公表した予想数値を上回る見通しであります。

以上